大阪市工業用水道特定運営事業等
令和８年度モニタリング方針

本方針は、大阪市工業用水道特定運営事業等モニタリング計画に基づき市が実施するモニタリングにおいて、特に令和８年度に重点的に取り組む事項を定めるものである。

１　モニタリングの重点事項

市のモニタリングは、事業期間を通じて定例的に行うものとして、運営権者の発議のもとで行う重要管理点等の承認や、報告書や業務全般を運営権者がセルフモニタリングした結果について確認することで主に構成される。

これに加え、特に令和８年度に重点的にモニタリングする事項（令和７年度に顕在化した課題を含む。）として、下記に示す「手段」を用いて、「着眼点」に関する運営権者の業務状況を確認する。

［手段］

(A) 市が「承認・確認」を行う計画書や報告書等について、着眼点にかかる内容を満たしていることを確認する。

(B) 運営権者の事業所等に保管されている記録類を実地で確認する。

(C) 作業や工事等における製品仕様や完了状況等を実地で確認する。

［着眼点］

(1)全体

（ア）市の承認・確認及び実地調査等での指摘事項等に対し、適宜改善を実施するとともに、社内で水平展開する仕組みが確立･実践され、課題等の再発が防止できているか。(A)(B)

(2) 総務・ＣＳ部門

（ア）新規利用者の獲得や既存利用者の用途拡大につながる効果的な営業手法の確立に向け、プル型営業手法について、閲覧数の確認等により、具体的な成果に至るまでのプロセスの有効性についての検証がなされているか。また、既存ユーザーとのコミュニケーションを通じて得られた情報などから、効果的な営業手法を企画し、計画的に実施できているか。これらの取組を通じて、給水収益を増加させることができているか。(B)

(3) 浄水部門

（ア）新たな状態監視技術の試験導入に向けた検討が進められ、技術適用性、運用面、維持管理面等の観点から評価がされているか。また、それらの検討結果を踏まえて、試験導入に係るスケジュールが立てられ、令和９年度から試験導入を進めることができる状態となっているか。(B)

(4) 給配水部門

（ア）管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、作成された施工計画書に基づき、施工の履行状況を把握し、適切な進捗管理ができる施工体制が確保されるとともに、工事施工における各種許可条件の遵守や歩行者や車両等に対する安全上の措置が適切に講じられているか。(C)

(5) 計画・設計部門

（ア）令和７年７月、東淀川区瑞光２丁目で発生した大規模漏水について、漏水事故の原因や漏水リスクの高い範囲を特定するための工事の着手に向けた各管理者との協議等が遅滞なく進められるとともに、速やかな管路更新の実施に必要な一連の手続きが行われているか。(A)(B)

（イ）地下漏水検知の取組みとして、漏水音センサによる漏水の可能性を高い精度で判定する新たなロジックの確立に向け、漏水とノイズを判別するための判定閾値を設定した機械学習モデルを構築するとともに、その実用性と有効性の評価が行われているか。(B)

2　着眼点の確認等の時期

			確認等の時期			
			第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
令和８年度の重点事項						
(A) 承認･確認	全体	（ア）市の承認･確認及び実地調査等での指摘事項等に対し、適宜改善を実施するとともに、社内で水平展開する仕組みが確立･実践され、課題等の再発が防止できているか。	○	○	○	○
	計画･設計部門	（ア）令和７年７月、東淀川区瑞光２丁目で発生した大規模漏水について、漏水事故の原因や漏水リスクの高い範囲を特定するための工事の着手に向けた各管理者との協議等が遅滞なく進められるとともに、速やかな管路更新の実施に必要な一連の手続きが行われているか。	○	○	○	○
(B) 記録類の 実地確認	全体	（ア）市の承認･確認及び実地調査等での指摘事項等に対し、適宜改善を実施するとともに、社内で水平展開する仕組みが確立･実践され、課題等の再発が防止できているか。	特定部門に限定しない全体に係る着眼点（左記（ア））については、それ単体で実地調査を行うのではなく、各部門の着眼点に基づく実地調査時に併せて確認を行う。			
	総務･CS部門	（ア）新規利用者の獲得や既存利用者の用途拡大につながる効果的な営業手法の確立に向け、プル型営業手法について、閲覧数の確認等により、具体的な成果に至るまでのプロセスの有効性についての検証がなされているか。また、既存ユーザーとのコミュニケーションを通じて得られた情報などから、効果的な営業手法を企画し、計画的に実施できているか。これらの取組を通じて、給水収益を増加させることができているか。			○	
	浄水部門	（ア）新たな状態監視技術の試験導入に向けた検討が進められ、技術適用性、運用面、維持管理面等の観点から評価がされているか。また、それらの検討結果を踏まえて、試験導入に係るスケジュールが立てられ、令和9年度から試験導入を進めることができる状態となっているか。				○
	計画･設計部門	（ア）令和７年７月、東淀川区瑞光２丁目で発生した大規模漏水について、漏水事故の原因や漏水リスクの高い範囲を特定するための工事の着手に向けた各管理者との協議等が遅滞なく進められるとともに、速やかな管路更新の実施に必要な一連の手続きが行われているか。				○
		（イ）地下漏水検知の取組みとして、漏水音センサによる漏水の可能性を高い精度で判定する新たなロジックの確立に向け、漏水とノイズを判別するための判定閾値を設定した機械学習モデルを構築するとともに、その実用性と有効性の評価が行われているか。				○
(C) 作業や工事等の完了状況等の実地確認	給配水部門	（ア）管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、作成された施工計画書に基づき、施工の履行状況を把握し、適切な進捗管理ができる施工体制が確保されるとともに、工事施工における各種許可条件の遵守や歩行者や車両等に対する安全上の措置が適切に講じられているか。			○ 運営権者の施工工程に合わせて時期を調整する。	

反映　反映

令和９年度　事業計画書【運営権者】			○	
令和９年度　モニタリング方針【市】			○ （策定）	○ （改訂）